

京都大学本部事務分掌規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定)</p> <p>(前 略) (総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる事項に係る事案については、総長の決裁を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)～(8)</u> } (略)</p> <p>2～4 } (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(総務課)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) <u>運営方針会議</u>、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。</p> <p>(3)～(8) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年9月総長裁定) この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) } (4) <u>運営方針会議の提出議案及び配布資料 (総長が提出する議案及び配布資料に限る。)</u></p> <p><u>(5)～(9)</u> } (同 左)</p> <p>2～4 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年9月総長裁定) この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p>